

京都市告示第214号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和元年7月5日

京都市長 門川 大作

臨時休所をする日

令和元年7月17日（水）、8月14日（水）、9月18日（水）及び同月25日（水）

（保健福祉局障害保健福祉推進室）